

第31回門真市情報公開審査会議事録

開催日時 平成25年1月21日（月）午前10時
開催場所 門真市役所 別館3階 第2会議室
出席委員 土井 廣、道上 達也、玄番 允子、安保 克也
事務局職員 森本総務部長、宮口総務部次長、中野法務課長、阿部法務課長補佐、野口主任、鈴木係員

開会（午前10時）

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまより平成25年第31回門真市情報公開審査会を開催させていただきます。私は、総務部法務課長の中野でございます。後ほど、会長の互選をお願いいたしますが、会長が選出されますまで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。開会に先立ちまして、森本総務部長からご挨拶を申し上げます。

森本総務部長 (挨拶)

事務局 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。議事に入ります前に本日は、委員の皆様様の初顔合せとなりますので、各委員の皆様のご紹介から始めさせていただきたいと存じます。

(各委員及び事務局職員の紹介)

本日は、委員の任期が開始いたしまして初めての会議でございますので、門真市情報公開条例施行規則第9条第2項の規定により、会長及び副会長の互選をお願いしたいと存じます。会長へのご推挙等ございましたら、この場でお願いいたします。よろしいでしょうか。

道上委員 弁護士の道上ですけれども、委員の構成からしまして、年齢的なこと経験等から土井先生によければお願いしたいと思っております。

事務局 ただいま、道上委員から土井委員のご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。
(「異議なし」との声あり。)

事務局 それでは、土井委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。それでは、土井委員、会長に選出されましたので会長席の方へ移動いただきまして進行をお願いいたします。

土井会長 (挨拶)

それでは、次に副会長の互選に入りたいので皆様方にお諮りいたします。ご意見ございますでしょうか。

道上委員 差し支えなければ、安保先生に副会長をお願いできればと思っております。

土井会長 ただいま、副会長に安保先生をお願いしたいというご意見が出ましたが、先生よろしいでしょうか。

安保委員 はい。

土井会長 皆様方もそれでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり。)

土井会長 それでは、安保委員が副会長に選任されましたので、副会長席に移動をお願いいたします。それでは、審議に入りたいと思っておりますが、審議に入ります前に新しい委員の方もいらっしゃいますので、この情報公開審査会において、審議を進めていくに当たりましての基礎的な知識を理解していただくという必要がありますので、この点について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、門真市情報公開審査会の概要を説明させていただきます。本日も配りいたしました審査会次第3ページの資料1をご覧ください。門真市情報公開審査会についてであります。不服申立て等について、門真市情報公開条例第17条第1項の規定により市長、教育委員会等の実施機関の諮問に応じて審査及び審議するとともに、同

条第2項の規定により市長の諮問に応じて、情報公開制度に関する重要事項についての意見具申を行う附属機関でございます。

続きまして、門真市情報公開審査会における会議の公開について説明をさせていただきます。始めに、同じく資料1の3ページにあります門真市情報公開条例第17条第8項の規定により審査会の審査は、非公開とされておりますが、これは先ほどご説明いたしました不服申立てに係る審査についての公開規定とされておりますので、本日もご審議いただく情報公開制度に関する重要事項につきましては、公開となるものでございます。

次に審査会次第6ページの資料3及び次第10ページの資料4をご覧ください。資料4の門真市情報公開審査会の会議公開要領につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議の公開の取扱いを定めるものでありまして、傍聴者の定員、傍聴手続、傍聴時の遵守事項、会議記録の閲覧等を規定するものでございます。

なお、会議記録は、委員の名前も含めて全文筆記に近い形で記録させていただいてホームページ等で公開したいと考えておりますので、会議記録作成の正確性を期するため会議中の録音をさせていただきます。ここで、ご提案でございますが、今後の審査会の会議の公開について資料4の会議公開要領及び会議記録に関する申合せのとおり取り扱ってよろしいでしょうか。

土井会長 そうすると会議記録は、誰がどのような発言をしたかということが全て文章になって載るということになるのでしょうか。

事務局 はい。発言された委員の名前も含めて、全文に近い形で公表させていただきます。それでよろしいでしょうか。

土井会長 今、会議記録に委員の先生方が発言された場合、誰々委員がどういう発言をしたかという個人の名前も出てしまうと。そういうことになるのですが、それでいいかということなのです。よろしいですか。個人の名前を載せない形にする場合もあるかと思うのですけどね。個人の名前が出るということで、構わないですかね。

(「異議なし」との声あり。)

土井会長 皆様異議がないということですので異議なしとします。ありがとございます。それではそのように取り扱わせていただきたいと思います。事務局からの説明は、以上でございます。それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。諮問書及び資料につきましては、既に当審査会の開催通知に併せて、皆様方のお手元に届いていると思います。今回の諮問事項であります公文書の開示方法の拡大を行うことについての諮問の趣旨についての説明をさせていただきます。

事務局 それでは、質問の趣旨等についてご説明いたします。本日もお配りした諮問書1ページ及び審査会次第2ページの参考資料をご覧ください。現在門真市では、公文書の開示を求められた場合、情報公開条例第2条第3号の規定に基づき、マイクロフィルムやカセットテープ、CD-ROM等の電磁的記録についての開示は、紙に採録されたものを閲覧に供し、又は写しを交付して参りました。しかしながら、情報化社会が進んでいく中で開示の方法も、従来の紙のみでの閲覧、交付以外にも様々な方法で行うことが可能となっております。

そこで、門真市でも情報化の進展状況や他の自治体の実施状況を踏まえ、紙媒体での開示に加え、電磁的記録の視聴やCD-ROM等の光ディスク等に複製したものの交付を検討しております。これにより、例えば紙での出力ですと大量となるデータでもCD-ROM1枚で済むため持ち運びの労力や、経済的負担の軽減にもつながり、また、従来会議録の作成を待たなければならないものもテープ等の視聴ができることにより開示の即時性が図られ、請求者の利便性の向上が期待できます。

行政側にとりまして、データでの交付は、全ての書類を紙に出力し、コピーする作業が省略できるため、より行政事務の効率化が図れると考えております。以上の点から、公文書の開示方法の拡大を行いたいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願いたします。私からは、以上でございます。

土井会長 説明は、事務局からありました。これから質疑に入りたいと思いますので、ただいまの説明につきまして何かご質問あるいは、ご意見ありましたらお願いいたします。

道上委員 よろしいですか。道上ですけれども。基本的に電子媒体における記録というの、一般的になっていますし、そのものをお渡しするのは、合理的な方法だろうと。その渡すことについて、リスクがあれば排除するということであれば、基本的に今の答申の方向でいいと思っています。それで確認したいのですが、大阪の辺りでこういう形で電子データを交付するといった取扱いは、どの程度進んでいるか教えていただけないかと。

事務局 事務局よりお答えいたします。まず、私どものように、紙によりまだ閲覧交付を行っている団体が、門真を含みまして6団体ございます。録音テープの視聴も対象としておる団体が、府内で6団体ございます。それと、今回ご諮問させていただいております録音テープに加え、電子データも対象としている団体は、府内32団体ございます。以上でございます。

道上委員 一旦、紙にプリントした上で検討して、それを後で見せる。そういう取扱い要領になっていると思うのですね。それで、今回それをプリントアウトせずに電子データを渡すという場合は、検討の段階でプリントするというのも省いた上、電子データの前でモニター等で内容確認した上で必要なものはその段階でデータそのものを開示できる場合は開示するというような取扱いの方向になるのですかね。

事務局 そうですね。全てプリントアウトするというのが従来のやり方で、その部分を膨大な資料をコピーしたりとか作業の手間が生じますので、そこをできるだけ割愛できるものは割愛したい。ただし、よくありがちなのが間違っただけで不必要なものまで記録媒体に落としてしまっただけで、そこに個人情報が入っているとかそういったことは起こらないように、記録媒体への複製の際には十分に注意するように、今後そういう要領等で庁内に指導していきたいと思っております。

道上委員 基本的に一つは、受取る側の方の費用負担とか、市民側の方の利便性を考えれば、基本的にそういう方向で近い、当初の方向で行くべきだと思うのですね。その後は、逆に行政側の方の手間の問題ですね。それで、またそこでプリントアウトしてやるというのがどうかと思いますので、逆にこちらの方の作業の効率化の点でいうと、プリントアウトというのを必ずやらずに電子的な情報のままで確認すると。そのときに、逆にお渡しするときに、言われたように余分なものが入ってしまうことのないように、媒体の方をもう一度複数でチェックするとかそういうふうなことをやれば望ましいのかなと思いますけど、それは、後の事務の取扱いですので、その辺のところは配慮してやっていただければというように思います。あと、もう1点。今回、情報公開の方の取扱いで、個人情報の方も同じような方向でまた行かれるという検討方向ですか。

事務局 はい。今回ご審査いただいている情報公開条例の開示の方法の拡大を受けまして、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示も同じ手法でございますので、この情報公開条例の拡大に伴いまして同様に拡大していきたいと思っております。

玄番委員 お尋ねいたします。十分私が理解できていない部分もあろうかと思っておりますけれども、門真市が保有する動画のデータというのにつきまして、少し具体的に教えていただきましたら、ありがたいですけれども。

事務局 お答えいたします。本市が、保有しております動画データは、具体的にはどのようなものがあるかということについてございますが、私ども、この審査会に諮問を諮る前に庁内各課に照会をかけております。その中でいただきました回答ですが、動画データにつきましては、まちづくり課で放置自転車の移送作業の様子を映したのものや、公共下水道課が下水道調査時の下水道管の中の状況を映したものをデータで保有しておるということ把握をしております。以上でございます。

玄番委員 そういふふうなデータを収集するときに、例えば、下水道調査だとか放置自転車の場面を撮影するところで、目的物ではないものが入ってくるということもあろうかなと思うのですが、それがどのように個人情報につながるのかなということについて

は、定かではございませんけれども、そういうふうなものについての処理は、どうい
うふうにされるのか教えてください。

事務局 動画データに映り込んでいる本来の対象物とは違う個人情報等の部分が入った場合
の開示についてですが、こちらにつきましては、この諮問のご了承をいただいた後に、
条例改正を経まして、具体的な運用については同条例の施行規則において、決めてい
こうかと思っております。その中で、私ども事務局が考えておりますのは、容易に動
画データからその個人情報部分を削除できるものでございましたら、削除をして部分
開示という形になります。ただ、動画データですと色々と加工技術が伴いますので、
ご質問の場合でしたら、非常に我々、事務作業としては困難を伴いますので、そう
いった個人情報が入った動画データにつきましては、動画のままの開示というのは困難
です。引き続き、従来の紙に落としたような形での必要な交付、閲覧という形になる
かと思われます。以上です。

土井会長 そうですか。今、玄葉先生の言われたことなんですがね。例えば、放置自転車を
収去するというのですかね。それをビデオカメラで映すと。そうすると今言われたよ
うに場合によっては、そういう自転車に個人名が出ていたりしてそれが映ってしまう
という場合は、それは、やっぱり削除せないかんというような趣旨ですかね。

玄番委員 そのことが、個人情報に問題になるのかどうかということについては、その場面、
場面によって変わってくると思いますけれども、問題のないような対応が必要ではな
いかなど。出せばいいということではないように思いましたので、配慮がなされるの
かなど。

土井会長 はい。しかし、どこどこ高校の誰々というのが映っておれば、個人情報のような
気はしますね。やはり。だから、それがそのままCD-ROMとか何かそういう情報
をDVDとかね。そういうものが写っている写真を提供するというのは、やはりちょ
っと個人情報を提供したりということになるような気はしますね。

事務局 そういう動画の中に特定個人の氏名、所属等、あるいは肖像権そのもの、人の映像
がございましたら、情報公開条例上の非開示情報としての個人情報に該当しますので、
それはその部分を不開示にしまして、それ以外の部分を部分開示するという形にな
ろうかと思えます。

土井会長 テレビなんかを見ていましてね。所々をぼやかすというのですかね。ああいう
ことができるのでしょうかね。

事務局 技術的には。そういう放送の部分で、テレビ会社とか編集機器を持っておれば可能
かと思われますが、現在、本市ではそういった機器がございませんので、そこまでの
対応をモザイクをかけて公開するところまでは現時点では、運用上はなかなか
困難かなど。あくまで容易に開示情報と不開示情報を分離できるものでしたら、電磁
的記録でそのまま開示しようというような運用を考えております。

玄番委員 そのようなことについて、他市ではどういうふうになさっているかという情報は
お持ちですか。

事務局 既に、先進的にやられている市の条例・規則を我々ども情報を得ておりますので、
その辺りも鋭意調査しております。その中で、実際に運用されている事例としては、
今、申し上げましたある市の中での編集機器等で容易に分離できるか否かという
ところで、電磁的記録を開示するかしないかを決めておる団体がございますので、我々
どももそういった運用を参考にしたいと思っております。

土井会長 他市でそういう例えば、動画なら動画、1つの動画、自転車を収去する場面を映
したそういう動画というのですか、その中に個人情報があれば、全体を認め
ないとするのか。あるいは、そののところだけを本来なら除去したらいいと思うので
すけれども、それが技術的に大変な問題がある難しいということであれば、もう全部
見せないというふうにしているかどうかその辺は。他市は、どんな感じなのですか。

事務局 実際の細かい運用までは、ちょっとお尋ねできていないのですが、恐らく推測する
に会長がおっしゃったように冒頭部分だけ個人情報が載ってる、それ以降は個人情報

はないというような映像データですと冒頭部分だけを削除して、以降は電磁的記録で開示。それは、容易にある程度分離できますので、可能かと。ただ、同じデータの中で終始一部分が個人情報が入っているという部分につきましては、そういった編集上の処理をしないといけませんので、その機器を現在持ち合わせていない中では、それに対応するのは難しいかと思えます。

土井会長 そういう動画なんかを作るときは、例えば、市が撮影をするというときは、それは、市が撮影するのですか。それとも、どこかの業者に委託してやるんですかね。普通は。

事務局 先ほど、ご紹介しました放置自転車の移送作業等は委託業務になっておりますので、そういう撮影も含めた委託業務という形になっておると思えます。

土井会長 これはどうですかね。そういう委託をしてる場合に、勝手にちょっとだけカットしてもいいのですかね。

道上委員 道上です。なかなか、動画は難しくてですね。写真とか特定の工程のものであれば、全部排除できるのですけれども。動画というものは、その撮るときに、特定の目的に目的があったとしてもいろんなものが入ってきますので、そうすると撮影目的以外のものを全部ぼかすような技術がない限りは、いろんな可能性が出てきますので、なかなか難しく、一般的に聞いてもぼかしというのは普通のあれでは難しいのですね。先程あった編集機器でないと。なかなか開示準備なく開示するのは、難しいことと、それと、例えば、防犯カメラ。例えば、市のその庁舎の中で置いている防犯カメラについて、一定の保存期間があるのですけれども、もちろん、警察とかそういうところであればね、渡す側の方が、その利用目的が限定されて使い方が決まっていますので、それは問題ないのだけれども。特に目的なく一般にお渡ししてしまうのであればですね、通常であれば、この分について問題なかろうかと思うものが、どういう形で使われるのか分かりませんので、動画に映っているもの全部チェックしてやらないと、そういう個人情報保護という観点ではいろいろな可能性があるもので、それが非常に動画とか連続的な録音されているもの等ですね、お渡しする時には、開示、不開示のところについては、いろんな課題がありますよね。

逆に、開示実施のときに動画とかそういう電子データをくださいといった時に、その目的というか、利用の方にお聞きして、その方の何というのですかね。その利用目的を聞いた上で場合によっては、部分的な部分をプリントアウトしてそういうお渡しする方法が認められるかどうかということ。情報開示の請求の仕方の規則の問題をそういうことも議論が出てくる可能性があるというふうには言われてはいるのです。そこはまた、詰まってないとは思いますが。特に、動画については、慎重な扱いというか、そうすると、どうしても、その万全を期せるとはですね、いろんな可能性があるのだったらもう不開示っていう形になってしまうので、そこが難しいところですね。

今、何かいろいろやられているではないですか。この間のテレビで、人間の顔だけを映さないようなそういう技術の開発をしているとかね。いろんな形をやられているみたいですが、なかなか、市の作業の中でね、委託以外の専門業者ではなくて、通常の一種の業務の中で後で問題とならないかということをチェックしなければならぬ。それが一番多いと思うので、普通に撮られた動画データを逆に市の編集、特に専門的な話ではないところで一部をカットするというのはなかなか難しいので、そこがかなり運用としては課題が残ると思えます。

土井会長 他に何かありますか。

安保副会長 はい。安保です。今の議論を聞かせていただきまして、私個人には、積極的に進めていいと思うのですよ。ただ、今、言った動画の問題のそういう扱いというのは、かなりいろんな問題が後々起きますので、なかなかここでどうするかということやうと、また次の問題がどんどん起きてきますので、基本的には、この答申に関しては賛成で、後々、細部は、運用的な側面ですから、また、別の機会にご議論をされるのがいいのかなという気がします。今、聞いたお話の中での感想です。以上です。

土井会長 他に、特にないでしょうか。はい。それでは、この件の質疑応答は終了させていただきます。この委員会の方向としては、諮問については了解というような形で進めていきたいと思えます。そこで、お諮りをいたします。ただいま、議題となりました公文書の開示方法の拡大を行うことについては、今、ただいまの皆さん方の議論でいただきましたご意見を盛り込みまして、意見書案を作成させていただきます。意見書案ができ上がりましたら、事務局を通じまして委員の先生方に内容をご確認いただいて、正式な審査会としての意見書としたいと思えますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

土井会長 はい。それでは、ご異議がないということですので、意見書案ができましたら、皆様方のご意見を伺いたいと思えます。そのときは、よろしく願いたします。

それでは、次に何か事務局の方で何か報告事項はございますでしょうか。

事務局 特にございません。以上でございます。

土井会長 今、事務局から特にほかに議題はないということですが、委員の皆様方でこの際、何か意見とか提案とかございましたら、聞かせていただきたいと思います。どうでしょうか。そうですか。特にないようでございますので、その後も終了とさせていただきます。以上で、今日、本日の審議は終了いたしました。いろいろご審議賜りまして、ありがとうございました。

それでは、これもちまして審査会終了といたします。どうもありがとうございました。

閉会（午前10時38分）